

WIPO に勤務して

世界知的所有権機関 (WIPO)
国際意匠登録部法務室法務官

奥富 宏



要約

筆者は、ジュネーブの世界知的所有権機関 (WIPO) に勤務しています。「マドリッド制度 (商標の国際登録制度)」, 並びに「ヘーグ制度 (工業意匠の国際登録制度)」に 10 年近く携わってきました。当地に赴任前は、特許庁に勤務し、国際関係業務、商標審査等に従事しました。本稿は、WIPO の一法務官である筆者が、これらの国際登録制度との関わりで、どのような業務を行っているのかご紹介するものです。本誌の読者は商標・意匠関係者に限られませんが、制度内容には過度に踏み込まず、制度運営の舞台裏をお伝えできればと思っています。特に、規則改正作業の様子をクローズアップします。WIPO の活動の一端をご紹介することで、私たちをより身近に感じて下されば幸いです⁽¹⁾。

1. WIPO の紹介

まずは、WIPO の紹介をごく簡単にさせていただきます。WIPO の歴史は、古くは 1883 年のパリ条約の締結にまで遡ることができます。長らく「知的所有権保護同盟事務局 (BIRPI)」の名称のもと、パリ条約、ベルヌ条約をはじめとする各条約の同盟事務局として、その役割を果たしてきました。1960 年には、ベルン⁽²⁾ からジュネーブに庁舎が移されました。1970 年に WIPO という組織が設立され、1974 年に国連の一専門機関となりました⁽³⁾。大雑把な数字として、現在、およそ 100 か国を代表する 1,300 名の職員が勤務しています⁽⁴⁾。

今日の WIPO は、急速な技術の進展、経済のグローバル化、国際社会の多様化等を反映して、多岐の分野にわたり活動を繰り広げています。国連機関としての責務である開発途上国への技術援助はもとより、例えば、データベースの構築・ネットワーク化といった知財インフラの整備を進めるべく、各国との連携を深めています。また、WIPO は多国間協議のためのフォーラムとして重要な機能を果たしてきました。このことは、現在 24 もの条約を所管している事実から明らかですが⁽⁵⁾、昨今は交渉分野も多様化しています。

WIPO の主要業務で忘れてならないのは、PCT、マ



WIPO メインビル

ドリッド制度、ヘーグ制度といった国際出願・国際登録制度の運営です。現在、予算の 9 割⁽⁶⁾ がこれらの制度の下での手数料収入によっています。ほとんど全ての国連機関の運営が、メンバー国の分担金に大きく依存している状況と対比されます。読者におかれても、これらの制度の活用を通じて、私たちを身近に感じて下さっているのではないのでしょうか。

筆者もこの分野に携わっています。大雑把な数字ですが、マドリッド制度、ヘーグ制度の運営に携わる職員は100人強です。筆者が2000年に赴任した際には、商標・意匠分野を担当する日本人は1人もいませんでした。現在も筆者を含め2名のみです。ちなみに、WIPO全体での邦人職員数は30名程度と聞いています。そのうちの8割が、日本語が出願・公開言語として採用されているPCTの関連業務に携わっているようです。

月並みな表現ですが、時代は瞬く間に進んでいきます。これら国際出願・国際登録制度の仕組みも、時代のニーズに沿った進化が求められます。もっとも、このことは既存制度の運営に限りません。今後も、技術開発が新たな領域へ拡張し、社会のネットワーク化が進み、経済システムも複雑化し、知識財の利用・消費形態も多様化していくはずで、知財の概念や保護のあり方そのものについて、いつの日か大きな転換期を迎えることも予想されます。WIPOに限った問題ではありませんが、高度・複雑化する社会・経済システムへの対応、食糧・公衆衛生・環境問題といった地球規模の課題も視野に入れつつ、国際機関としての柔軟性・機動性をさらに高めていく必要があると考えます。

2. 筆者の仕事

やや杓子定規的な職場紹介の後は、筆者自身の仕事について、徐々にフォーカスしていきたいと思います。筆者は「法務官」という立場で勤務していますが、WIPOに何名の法務官がいるのか数えたことはありません。法務官は、文字通り、法務に携わるスタッフに違いありませんが、仕事の内容も進め方も、部署により異なります。おそらく、ほとんどの法務官は、弁護士資格を有し、法律事務所又は各国官庁（法務省・特許庁等）での勤務経験を有しているように思います。いずれにせよ、法務官の多くは、何らかの条約を担当し、その法務全般に携わっているようです。

筆者は、当地に赴任以来、長らく「マドリッド制度」という商標の国際登録制度を担当してきました。日本は、「マドリッド協定議定書」（1989年締結）にのみ加入していますが、マドリッド制度には、この条約の生みの親である「マドリッド協定」（1891年締結）という別の条約があります。この二つの条約は互いに独

立していますが、双方の条約に基づく国際登録が可能であり、密接な関係を有しながら運営されています。それが「共通規則」の採択・履行という形で実現しています⁽⁷⁾。現在（2009年12月15日）の加盟国数は、マドリッド協定が56か国、マドリッド協定議定書が80か国です⁽⁸⁾。

筆者の現在の担当は、「ヘーグ制度」という工業意匠の国際登録制度です。こちらは、今日現在3つの条約が並存していますが、一番古い「ロンドンアクト（1934年アクト）」は、今秋の臨時会合において条約の凍結が決定されました。よって、来る2010年1月1日より、「ヘーグアクト（1960年アクト）」、「ジュネーブアクト（1999年アクト）」⁽⁹⁾の2条約及び「共通規則」という新体制に移行します⁽¹⁰⁾。現在（2009年12月15日）の加盟国数は、ヘーグアクトが34か国、ジュネーブアクトが36か国です。なお、日本はヘーグ制度には未加盟ですが、1999年の外交会議では、積極的に議論に参加しています⁽¹¹⁾。

いずれの制度も、国際出願という単一の手続によって、複数の締約国における権利取得を可能とし、国際事務局への一括手続による簡便な事後管理（更新、名義変更等）を実現するものですが、地理的（加盟国数）、制度的に、まだ発展の余地があると考えます。複数の条約の並存状態も、これを過渡期的状況と解釈することも可能です。本稿では制度論には深入りしませんが、まずは筆者の担当分野、併せてこの若干複雑な制度体系（複数の条約と共通規則の存在）について、ご了解頂きたいと思います。筆者の部署は、双方の制度を担当していた時は、法務室長以下秘書も含めて9人の所帯でしたが、現在（2009年7月以降）は商標と意匠の分野が分離し、筆者を含む3人の法務官でヘーグ制度を担当しています。本稿では、この2つの制度との関わりで学んだこと、日々の業務、所感についてお話しさせていただきます。

日常業務は多岐にわたります。およそどんな仕事でも、多少なりとも輝いて見えるところもあれば、地味で細々した冴えない業務もあります。日々痛感するのは、むしろ日常レベルの各種業務、法令解釈、判断をしっかりと行うことの大切さです。様々な文化背景・価値観を有する人々に囲まれて働いていますと、この

ような思いを一層強くします。この点を前置きした上で、筆者の職務の中心を占め、かつ醍醐味を感じるのは、やはり、規則改正等を行いながら制度を作り上げていく作業でしょうか。事務局提案文書の作成、利害関係を有する締約国との調整、国際会議の開催といった作業は、WIPO の法務官として特筆すべき職務の一つです。

(1) 規則改正作業

多くの読者が、WIPO と聞いて真っ先に想起するのは、多国間協議のフォーラムとしての役割かと思えます。もっとも、近年では、概して協議が複雑化する傾向にあり、条約の締結にまで至るのは容易ではありません⁽¹²⁾。一時期頓挫していた特許法の実体ハーモの議論も再開していましたが、主に先進国と途上国の利害の違いから、なかなか進展をみることができず、遺伝資源・伝統的知識の保護といった新たな分野がアジェンダに登場してきた経緯などは、その典型例といえそうです。

マドリッド制度、ヘーグ制度の下での規則改正作業は、ここまでスケールの大きな事情の込み入った多国間協議ではありません。そのかわり、相当の頻度で改正作業を行います。その理由は大きく二つあります。まずは至極当然ですが、条約の締結と、既存の条約の下での規則改正は全くレベルの異なる作業です。条約の締結又は改正のためには「外交会議」の開催を要しますが⁽¹³⁾、規則は「同盟総会」による採択で改正が可能です。WIPO では、毎年9月から10月にかけて一般総会を開催します。つまり、タイミングの問題としては、年一度の改正の機会が確保されているわけです。さらにもう一つの理由として、これらの制度が日々ユーザの利用に供されている現実があります。規則改正は、主として、制度の利便性の向上を目的としていますから、一般的に早期改正が好ましいわけです。いづれにせよ、条約の枠組みという制限がありますが、既存の規則の修正、新しい規則の追加というプロセスを通して、少しでも制度を魅力あるものに作り変えていくのが私たちの責務です。

同盟総会は、政治色の強い発言もしばしば聞かれますが、一般的には、採択手続を行う場と位置づけられます。かわりに同盟総会により委任された作業部会

(ワーキング・グループ)において、実質的な議論を行うのが典型です。また、諸般の事情から同盟総会の指示を待たずに、実質的な協議を開始すべき場合もあります。そのようなときは、非公式会合を召集します。おのずと、これらの会合が、私たちの業務スケジュールの中でも主要な位置を占めてきます。

作業文書の作成は、国際事務局の重要な任務の一つです。作業文書といっても、問題提起、議論の方向性を提示する段階のものから、具体的な規則改正案を伴った文書まで、場合に応じて様々です。筆者も、しばしば規則改正案のファースト・ドラフトを任せられます。規則改正の方向について作業部会で緩やかな合意がなされているか、事前合意はなくとも、所定の規則改正の必要性が明白である段階での作業です。必要な指示を踏まえて仕上げたドラフトを、まずは上司(法務室長)に提出します。複数案を提示する場合があります。この段階で、他の法務官も交えて議論し、必要に応じて関係部署のコメントを求めます。

室長・部長レベルのクリアが取れたら、その先の事務局次長クラスへの説明は、原則として上司が行います⁽¹⁴⁾。ただし、何らかの指示が与えられて、振り出しに戻り、再度テキストと格闘ということも勿論あります。ボツになった考え方、ワーディングも懐にとっておく場合があります。それらは最終文書には現れませんが、本番の会議では、議論がどんな展開をみせるか予測できません。ボツになったテキスト、代替案が活かされる場合も起こり得ます。規則案によっては、その経緯や性格から、特定の締約国と調整をはかりながら、事務局案を作成する場合があります。各締約国は、具体的な規則案のテキストを提示して改正提案を行うことが可能ですが、私たち事務局がテキストを作成するケースがほとんどです。晴れて事務局長のクリアが得られれば、各締約国、所定のユーザ団体へ文書を送付し、会議の開催に備えます。

会議の風景に移りましょう。まず、ホームページをご覧頂くと一目瞭然ですが⁽¹⁵⁾、夏休みの8月を挟む1月半とクリスマスから年明けの1月を除けば、WIPO では、ひっきりなしに何らかの会合が開かれています。近隣のWTO では定期的にTRIPS 理事会が開催されていますし、最近では公衆衛生分野でWHO との協力

関係も強まっているようです。複数の国際機関が所在するジュネーブには、各国の対国際機関政府代表部が設置され⁽¹⁶⁾、多くの外交官と交わる機会があります。もっとも、作業部会レベルでのアジェンダは専門・技術的な事項が多く、出席者のほとんどは各国の特許庁職員です。特許庁の規模にもよりますが、各国代表のレベルは国によってまちまちです。審査官、法務担当、管理職クラスから、稀には長官が出席している国もあります⁽¹⁷⁾。会議の出席者に与えられる権限・裁量も国によって大きく異なるようです。つまり、程度問題ではありますが、本国の対処方針に相当程度拘束される参加者がいる一方、かなり自由に発言し、臨機応変な対処が可能な参加者がいます。これは参加者のポストも関係しますが、職責に対する考え方の違いも大きいようです。



WIPO 大会議場での会議風景

議事の進行、会議全体の雰囲気は、議長の手腕・人柄によるところが大きいです。積極的に議論に参加し、さらにはナビゲータ的な役割を果たしてくれる出席者の存在は貴重です。このタイミングでこの発言をしてくれた、このフォローは上手いな、そう思わず唸る場面もあります。各国代表は、自国の立場・利益を主張し、自国のユーザを代弁する任を担っていますが、そのことだけに固執せず、積極性と協調性をもって議論に参加することが期待されます。議論がまとまるか否かは別として、生身の人間が、遠路遙々ジュネーブまでやって来るのですから、インターネット・フォーラムやテレビ・カンファレンスで得られる以上の何かを期待したいものです。さらに言えば、議場での議論だけで物事が進むわけではありません。むしろ、ランチタイムやブレイク時の非公式な調整作業が大きな意

味を持ち得ます。なお、ここ数年のマドリッド同盟の作業部会の様子を見てきて、いつも感心するのは、ユーザ団体の積極的な参加です。オブザーバ参加ですが、活発で、明瞭で、しばしば問題の核心をつくような、興味深い発言を耳にします。日本弁理士会の参加も頂いており、今後も積極的に議論に参加して頂くことを期待します。

会議は、ヘーグ同盟の場合、英語及び仏語⁽¹⁸⁾、マドリッド同盟では、これに西語を加えた3か国語で行います。使用頻度が高いのはやはり英語です⁽¹⁹⁾。レポートの作成は、事務局の任務ですが、なかなか骨の折れる作業です。当然のことながら、話者はメモ取りの都合など一顧だにしません。また、いくら優秀な同時通訳が付いても原語の発言を解せるに越したことはありません。なお、私たち事務局は、参加当事者ではありませんが、会議がスムーズに進行するよう、全面的なサポート役を演じます。作業文書の説明、質疑応答の場面がその最たるものですが、議論が行き詰った際の調整作業、発言・提案が不明瞭であった場合の確認作業等、すべきことは沢山あります。レポートに残る正式な発言内容のみで、会議がまとまるものでは決してありません。

既述のように、作業部会は実質的な議論を行う場であり、規則採択の主体はあくまで同盟総会です。作業部会で投票・採決を行うことはなく、基本的に全会一致というスタイルを取り、成果を同盟総会に報告します。もっとも、作業部会において、想定した合意が得られるか否か、こればかりは一概にはいえません。一例として、数年前、マドリッド協定議定書の「セーフガード条項の見直し」という議論がありました⁽²⁰⁾。これは、例外的に同盟総会による改正が可能なものの、「条約」の一部改正であり、なおかつ二つの条約の適用関係を定める極めて重要な規定であるため、規則改正と同列に論じることはできません。しかし、幾つか論点はありましたが、総論（制度論としての方向性）も各論点も明確であったように記憶しています。ところが、結果的には、1つの条文を修正するのに、丸2年の歳月、計4回の作業部会の開催を要しました。勿論、その間に取り扱った議題はこれに限りませんが、当初の想定範囲を大きく超えた論点が派生しました⁽²¹⁾。

今後、マドリッド同盟においては、より制度の本質・骨格に関わる議論に焦点が移っていくと予想されますが、制度論への深入りは慎むこととします。翻って、規則改正という範囲で論じる限りは、一般的には、マドリッド同盟、ヘーグ同盟における議論は、比較的、論点が明確で、まとまり易いと申せましょう⁽²²⁾。それは、これらの国際登録制度が、基本的に各国法の適用を前提としており、国際事務局を介在する手続規定の占めるウェイトが高い点に理由を見出すこともできましょう。また、筆者は、国際登録制度という船を全員でオールをもって漕いでいる様子を、しばしば想起します。乗組員は、ユーザであり、各締約国の官庁であり、私たち国際事務局です。時に失速することはあっても、全員でリズムを合わせて進めていくしかない、そういう否定し難い現実があります。古参の締約国も新規加盟国も同等の同盟国であり、上船した以上船を下りることはできません⁽²³⁾。こうした事情が、会議の場においても、通常の多国間協議とは異なる、ある種の親近感・連帯感を醸し出しているように感じます。

このような背景からか、また、比較的同じ顔ぶれが参加している事実もあってか、議場では、とっさの気の利いた一言で場が寛ぐものです。私が個人的に印象に残っているエピソードを紹介します。うまく議場の雰囲気は伝わるでしょうか…ある経緯から、私たち事務局が議場で即席で規則をドラフトしなければならない場面がありました。当時の法務室長が規定を整えて読み上げた後、念のため、英語ネイティブの英国、米国、オーストラリアの代表に、表現が適切であるか問うたところ、すかさずオーストラリア代表が発言を求めました。そして真顔で一言、「オーストラリア代表は、米国人が喋るそれを英語とは認識していません」。会場がどっと笑いに包まれました。なかなかウィットが効いていますね。

さて、作業部会等で実質合意に至り、同盟総会で大過なく規則案が採択されれば、最後のステップは新規規則の発効準備です。規則の種類を問わず、国際事務局にとっては一定の作業を要しますが、多くの場合、審査部やシステム担当を巻き込み、作業量は規則改正のボリュームに大きく左右されます。筆者が経験した準備作業で最大規模のものは、新しい条約（ヘーグ協定ジュネーブアクト）の発効準備でした。出願書面をは

じめとする新しいフォームの作成、公報の掲載事項・レイアウトの決定、各種欠陥通知（拒絶理由通知のようなもの）の文面の作成、システム開発のサポート、真新しいガイドの作成といった作業を1年近くかけて行ったように記憶しています。新しい条約の立上げは、なかなか感慨深い作業でした。

(2) その他の業務

規則改正作業以外にも、様々な業務があります。一日に何通もの英文レター（締約国官庁、ユーザからの問合せへの回答）を書いていた時期もありました。また、長い間、日本のユーザの方々のお問合せを受け賜っていました⁽²⁴⁾。こうしたプロセスを通じて、様々な個別案件に触れ、筆者自身も勉強させて頂きました。一般的に外国の組織は、WIPOも含め、職務範囲が明確で、組織内のモビリティは高くないように思います。他人が何をしているか分からないということが多いのです。制度上の不備、不明瞭な部分、運用上の問題について、個別案件レベルで理解、実感することは大事なことであり、これらの経験は貴重な財産になっています。

業務の中に、批准又は加入の寄託書・各種宣言の受理・通知といった仕事があります。事務的な作業と誤解されがちですが、機械的に処理すると大きな失敗を犯しかねません。特にヘーグ協定では、最新条約であるジュネーブアクトが、多様な法制度に対応するため、多くの宣言事項を規定しています。そして多くの場合、前提要件が課されています（例えば、新規性要件に関する職権審査を行う締約国のみ可能な宣言等）。ここに、当該国の法制度の基本的なところを把握して、確認、調整する作業が出てくる余地があります。

このとき、当該加盟国が、法改正、条約の批准・加入についての国会承認、条約履行準備等のため、すでに私たち事務局との間で、確認作業・協議を行ってきた場合は、問題とはなりません。もっと正確に言えば、懸案事項はすでに確認・解決済みということであり、そのために私たちが存在するわけです。実際、これが非常に大切なプロセスであり、筆者にも、常時、複数の国からコンタクトがあります。とりわけ1999年の外交会議において、採択された条文・規則、合意事項の中には、未履行のものが沢山あります。それらの多

くは、その特定事項を要求すると想定される国が、実際に加盟準備に入り、私たちと協議・調整していく過程で、具体的取扱いを定めていくべきものです。今日では、庁内手続は電子化され、電子データの交換が主流になってきていますから、双方のシステム上の手当てでも関係してきます。新規案件に対応する度に、筆者は、しばしば外交会議の議事録と睨めっこします。

ガイド⁽²⁵⁾の執筆も大事な作業です。マドリッド制度、ヘグ制度については、各々、締約国官庁及びユーザの利用に供するために、ガイドが存在します。これらのガイドは必要に応じて修正・加筆されます。ガイドは、国際事務局の見解を示すにとどまり、何ら法的位置づけはありません。しかし、国際事務局がどのような解釈、了解の下に制度運営を行っているのか広範にわたり明記していますので、手続に疑問が生じた際などは是非ご活用頂きたいと思います。執筆する側としますと、もう少し踏み込んで書きたいと思うところもないわけではありませんが、しっかり担保できる点を明瞭簡潔に記載することに主眼がおかれています。

ユーザや締約国・加盟準備国の官庁職員に対して、制度の説明をさせて頂く機会もしばしばあります。当地ジュネーブでは定期的にセミナーを開催しており、筆者の場合は、ヘグ協定のセミナーで、レギュラー・スピーカーを務めています。言葉の問題もありますし、プレゼンテーションは決して楽なものではありません。しかし、フェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションはやはり大切であり、人の輪も広がります。WIPOの他、各国政府や国際機関が主催するセミナー等に出席する場合があります。はじめての場所へ出張する際の緊張感・高揚感は例え難いものがあります。なお、制度のプロモーションを担当する部署が、マドリッド制度、ヘグ制度の其々の部において存在します。

他にも種々雑多な日常業務がありますが、やはり各国官庁とユーザの方々との関わりから学ぶことは沢山あります。レターなどの問合せに対しては、だいたい個人名で回答します。勿論、事務局長名、事務局次長名でのレターも日常的にドラフトしますが、概ね、上官名になればなるほど、むしろ形式的な要請に基づくということになります。反対に言えば、条約、規則解

釈に係るようなレターは、個人名か、室長・部長名で回答するのがほとんどです。だからということではありませんが、レター1本書くのも真剣勝負というところがあります。

例えば、こんなケースがあります。某締約国（日本ではありません）が、某規則の改正提案を検討している最中でした。実は、当該国に対しては、以前、当該規則の解釈をめぐって私がレターの回答をしていました。その経緯があつてか、当該国官庁の幹部クラスから直接電話があり、助言を求められました。私たちの会話は私見の交換という体裁をとりましたが、有意義なやりとりができました。こうした非公式のコミュニケーションは表には現れませんが、まああることです。ただこの時は、日常業務の思わぬところからも、コンサルテーション・調整作業が派生し得るものだと、認識を新たにしました。

3. おわりに

如何でしたでしょうか。本稿の執筆に際しては、多少悩みました。担当制度の説明は目的ではありませんし、WIPOの法務官の仕事も多岐にわたります。日常業務をただ整然と並べ立てても無味乾燥です。もし何らかのメッセージ（思い）を添えることが期待されているのであれば、むしろ多少主観的なところがあってもよからう。そう考えて、思うままに綴ってみました。筆者の日常、筆者の目線は、あくまで限られた範囲での個人的体験にすぎませんが、読者におかれては、何か一つでも興味を抱かれ、感じて頂いたものがあれば、筆者にとっては望外の幸せです。

本稿は「海外で活躍する知財プロフェッショナル」というテーマで執筆させて頂きました。しかし、海外で働くことと、本当の意味でワールドワイドの活躍することとは、筆者自身を顧みるまでもなく、必ずしも同義ではありません。むしろ、日本にいながらにして、堂々と世界を相手に活躍されている方が沢山いらっしゃると思います。もっとも、この点、筆者の場合は、WIPOでしかできない、貴重な経験をさせて頂く機会に恵まれたことに感謝しています。そして、筆者なりのやり方で、筆者が関与している世界（制度・組織・これらに関わる人々）に貢献したいと願っています。

筆者は、同時に、自分が日本の知財コミュニティの一員であることを強く意識し、そのことを誇りに思っています。このことは、口幅ったい気持ちを抑えて、敢えて声にしてみれば、日本人の礼儀正しさ、仕事に対する誠実さ、きめ細かい配慮、高度な知識・見識、プロ意識といったものの価値を、日々の生活・仕事の中で、如何に強く実感しているかの裏返しかもしれません。そうしたエッセンスが尊重されるべき場面は、きっと世界中に溢れています。日本の知財プロフェッショナルは、私たちが思っている以上に、世界から必要とされているのではないのでしょうか。筆者にはそう思えてなりません。

注

- (1) 本稿は、筆者の個人的経験・感想を綴ったものであり、いかなる点においても WIPO の見解を示すものではありません。
- (2) ベルヌ条約の「ベルヌ」に同じです。「ベルヌ条約」の表記は公定訳に基づきました。
- (3) 詳細は、WIPO のホームページ (<http://www.wipo.int/treaties/en/general/>) をご参照下さい。
- (4) 正規職員だけでなく、非正規職員も含めた数です。
- (5) 複数の条約が並存する国際登録制度を考慮すれば、若干数が増えます。
- (6) 2010/2011 年の全体予算に占める各々の手数料収入の割合は、PCT (72%)、マドリッド制度 (17%)、ヘーグ制度 (1%) です (WIPO 文書 A/47/3)。
- (7) 「共通規則 (Common Regulations)」の下に、さらに「実施細則 (Administrative Instructions)」が存在します。ヘーグ制度も同様。
- (8) マドリッド制度に関する各種情報はこちらへ：<http://www.wipo.int/madrid/en/>
- (9) 「ヘーグ (ハーグ)」, 「ジュニーバ (ジュネーブ)」と、本稿は、英語・仏語の音訳に一貫性を欠いています。単純に、日本人の方から耳にすることの多い表現に従いました。
- (10) ロンドン条約の凍結 (Freeze) 発効 (2010 年 1 月 1 日) 後は、同条約に基づく国際出願ができなくなります。今後、同条約の廃棄 (Termination) 手続へとさらに進めていく可能性があります。実質的には、同条約の凍結によって、2 条約体制に移行したと解釈してよいと思います。なお、本凍結の決定を踏まえて、共通規則の技術的改正も行われています。詳細については、

WIPO 文書 H/EXTR/09/1 及び 2, H/A/28/1 及び 4 を各々ご参照下さい。

- (11) ヘーグ制度に関する各種情報はこちらへ：<http://www.wipo.int/hague/en/>
- (12) これを少ないとみるか多いとみるかは考え方によると思いますが、過去 10 年間において締結された条約は、ヘーグ協定ジュネーブ条約 (意匠・1999 年)、特許法条約 (特許・2000 年) 及びシンガポール条約 (商標・2006 年) の 3 つにとどまります。また、条約のように拘束力をもたないジョイント・レコメンデーション (共同勧告) というソフト・アプローチが採用された例もあります (周知商標保護の規定に関する共同勧告 (2000 年) 等)。
- (13) 勿論、条約中に特段の定めがあれば、同盟総会による一部改正が可能な場合もあります。
- (14) もっとも、私たち法務官クラスと事務局次長・事務局長補クラスが、一緒になってブレインストーミングしたり、個別案件について議論することは、特にめずらしいことではありません。部署により多少異なると思いますが、一般的に、組織の風通しはよく、自由な議論が可能です。
- (15) ホームページ掲載のカレンダーはこちら：<http://www.wipo.int/meetings/en/calendar.jsp>
- (16) 大使も駐在され、大使館のようなものですが、スイスとの間の外交を取り仕切る立場でないため、大使館とは呼びません。各国の大使館は首都ベルンにあります。
- (17) 例えば、マドリッド作業部会においては、マドリッド協定とマドリッド協定議定書の適用関係に係る大きな改正作業 (セーフガード条項の見直し) をアジェンダに含んでいたこともあり、2005 年から 2009 年までの 7 回にわたり、ポルトガル特許庁の長官であるアントニオ・カンピーノ氏が議長を務めてきました。
- (18) 2009 年秋のヘーグ同盟総会にて西語を使用言語に加える規則改正が採択されました。2010 年 4 月 1 日より、マドリッド制度と同様の 3 言語体制になります。
- (19) これは現代社会の状況を考慮すれば当然のことですが、実は、マドリッド制度を例にとれば、マドリッド協定議定書及び共通規則が発効した 1996 年以前は、全てが仏語のみの世界でした。このような歴史的経緯と、ジュネーブが仏語圏という地理的理由から、仏語の存在感は決して低くありません。ただし、国際会議の場面では、加盟国の増加が更なる英語へのシフトを促すことでしょう。また、今後中南米からの加盟が進めば、

西語の使用頻度も多少上がってくると思います。

- (20) マドリッド協定議定書9条の6についての改正です。ごく簡略化した説明を試みれば、「マドリッド協定議定書」が締結された1989年の時点では、当時の「マドリッド協定」加盟国としては、現存するマドリッド協定の内容に不満があったというよりは、ハードルを下げて（拒絶通報期間、手数料の要件緩和等）、マドリッド制度に、より多くの国（審査主義国を含む）を招き入れることが、第一目標でした。それゆえ、マドリッド協定加盟国のA国とB国が、各々マドリッド協定議定書に加盟した場合でも、A国とB国との間では、引き続きマドリッド協定を優先適用させるというセーフガード条項を設けたのです（旧1項）。その上で、究極的には1制度1条約が望ましいとの認識の下、所定の条件を満たした時点で、その適用関係を見直し、例外的に同盟総会による改正を担保していました（旧2項）。現在、この条文は、一部の規定の適用除外を伴い、マドリッド協定議定書を優先適用する規定ぶりに改正されてい

ます（2008年9月1日施行）。

- (21) 第1回作業部会（2005年7月）～第4回作業部会（2007年5月）まで。2007年9月開催のマドリッド同盟総会にて改正が採択されています。WIPO 文書 MM/A/38/2 をご参照下さい。
- (22) 使用言語の拡張等といった、やや政治色の強い改正は別としまして。
- (23) 勿論、締約国の意思に基づいて条約の廃棄通告を行うことは、条約上きちんと担保されていますが（マドリッド協定議定書の場合は15条（2））、そう頻繁に起こり得る事象ではありません。
- (24) 現在は、日本特許庁からの赴任者に、本業務を引き継いで頂いています。
- (25) 各々以下のサイトからダウンロードが可能です。
- マドリッド・ガイド：<http://www.wipo.int/madrid/en/guide/index.html>
- ハーグ・ガイド：<http://www.wipo.int/hague/en/guide/>
- (原稿受領 2009. 11. 4)

